(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
西宮市名塩木之元五〇三一番九から同市塩瀬町名塩字溝辺五〇四四番一まで	前	BA 九・五〇～一五・〇〇メートル	
	後	BA 二五・五〇～六八・〇〇メートル 九・五〇～一五・〇〇キロメートル 二五・五〇～五六・〇〇キロメートル	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
舞鶴市字北田辺小字伊織橋詰一二五番三から同市字職人小字職人町二二番三まで	前	二一・六〇～二二・〇〇メートル
	後	二一・六〇～三三・八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
舞鶴市字北田辺小字伊織橋詰一二五番三から同市字職人小字職人町二二番三まで	前	二一・六〇～二二・〇〇メートル
	後	二一・六〇～三三・八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
舞鶴市字北田辺小字伊織橋詰一二五番三から同市字職人小字職人町二二番三まで	前	二一・六〇～二二・〇〇メートル
	後	二一・六〇～三三・八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
舞鶴市字北田辺小字伊織橋詰一二五番三から同市字職人小字職人町二二番三まで	前	二一・六〇～二二・〇〇メートル
	後	二一・六〇～三三・八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福井県大飯郡おおい町尾内三三字道ノ下一七番三から同町尾内三五字中江胡二二番六まで	前	一〇・三〇～一三・二五メートル
	後	一一・八五～一五・二五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福井県大飯郡おおい町尾内三三字道ノ下一七番三から同町尾内三五字中江胡二二番六まで	前	一〇・三〇～一三・二五メートル
	後	一一・八五～一五・二五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
淡路市大谷字覗一四四番二から同市大谷字濱八七〇番三まで	前	一四・六〇～一八・〇〇メートル
	後	一六・四〇～二三・二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	紀の川市名手西野字杉ノ森二八〇番三から同市名手西野字杉ノ森三五〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福井県大飯郡おおい町尾内三三字道ノ下一七番三から同町尾内三五字中江胡二二番六まで	前	一〇・三〇～一三・二五メートル
	後	一一・八五～一五・二五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
淡路市大谷字覗一四四番二から同市大谷字濱八七〇番三まで	前	一四・六〇～一八・〇〇メートル
	後	一六・四〇～二三・二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十八号	淡路市大谷字覗一四四番二から同市大谷字濱八七〇番三まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日